

令和7(2025)年度消費生活相談状況について

令和8(2026)年6月 25日
 栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課

目次	
1 相談件数の概要	1
2 年代別苦情相談件数	2
3 商品・サービス別苦情相談状況	3
4 販売購入形態別の苦情相談状況	4
5 特徴的な事例	6
○ 消費者トラブルFAQ案内	9
○ 消費生活相談員募集案内	9
○ 出前講座等案内	10
○ 啓発DVD案内	11
○ 栃木県内の消費生活センター一覧	12
(注)本資料は、国民生活センターのPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に本登録された令和8(2026)年4月30日現在のデータを使用している。	

1 相談件数の概要

(1) 相談件数

——令和7(2025)年度の相談件数は18,085件、令和6(2024)年度から7.7%増加——

[表1]は、県内の消費生活センター(21か所)で受け付けた相談区分別の相談件数を、前年度と比較したものです。

令和7(2025)年度の相談件数は18,085件で、前年度から1,289件(7.7%)増加し、内訳を見ると、苦情相談は9.3%増加し、問合せ・要望は8.8%減少しました。

[表1]相談件数の比較

(単位:件、%)

区分	令和7年度 2025		令和6年度 2024		比較増減	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	増減率
合計	18,085	100.0%	16,796	100.0%	1,289	7.7%
苦情相談	16,693	92.3%	15,270	90.9%	1,423	9.3%
問合せ・要望	1,392	7.7%	1,526	9.1%	△134	△8.8%

(2) 相談件数の推移

——相談件数が2年ぶりに増加——

[表2]及び[グラフ1]は、過去10年間の相談件数の推移を表したものです。

平成30(2018)年度の21,190件をピークに、減少傾向にありましたが、令和4(2022)年度以降は高止まりが続いており、令和7(2025)年度は2年ぶりの増加となりました。

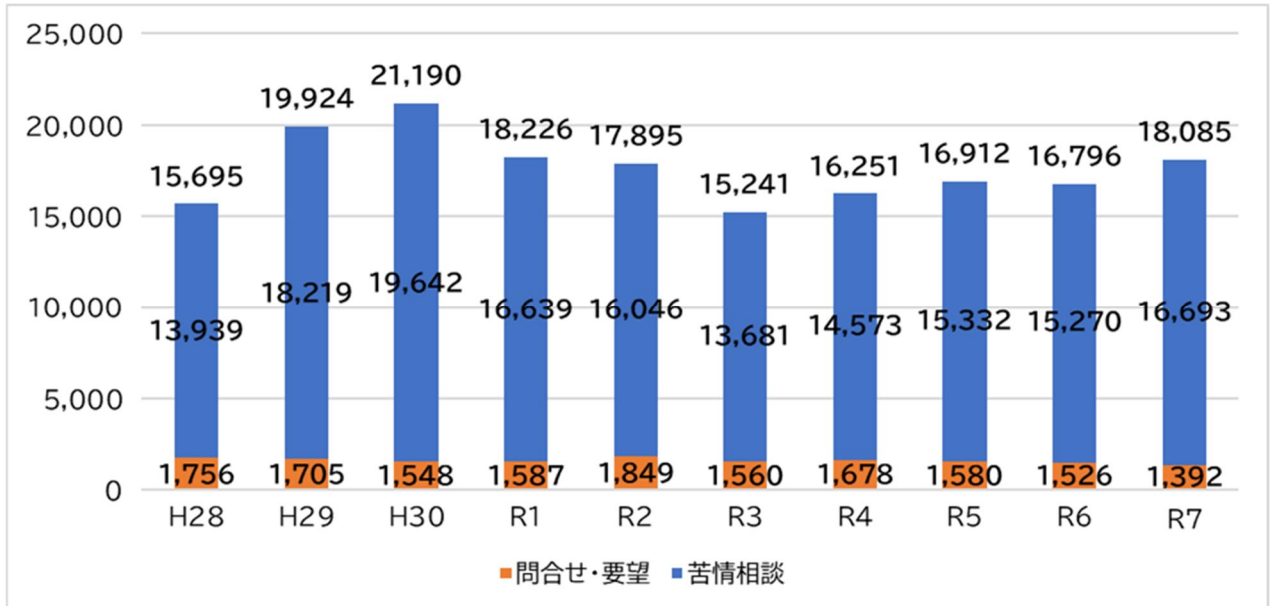
[表2]相談件数の推移

(単位:件、%)

年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
相談件数	15,695	19,924	21,190	18,226	17,895	15,241	16,251	16,912	16,796	18,085
対前年度増減率	-	26.9%	6.4%	△14.0%	△1.8%	△14.8%	6.6%	4.1%	△0.7%	7.7%

〔グラフ1〕相談件数の推移

(単位:件)



2 年代別苦情相談件数

——幅広い世代で苦情相談が増加——

〔表3〕は、契約当事者の年代別の構成比を表し、併せて前年度と苦情相談件数を比較したものです。

令和7(2025)年度の相談を年代別構成比で見ると、70歳以上が27.2%(4,546件)と最も高く、次いで60歳代の15.0%(2,501件)、50歳代の14.8%(2,473件)と、50歳代以上が57.0%と相談件数の半数以上を占めています。

また、前年度と相談件数を比較すると、18・19歳、20歳代及び30歳代の若年層で大幅に増加しています。

〔表3〕契約当事者の年代別苦情相談件数

(単位:件、%)

	令和7年度 2025		令和6年度 2024		比較増減	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	増減率
17歳以下	154	0.9%	147	1.0%	7	4.8%
18・19歳	170	1.0%	129	0.8%	41	31.8%
20歳代	1,322	7.9%	1,061	6.9%	261	24.6%
30歳代	1,404	8.4%	1,112	7.3%	292	26.3%
40歳代	1,881	11.3%	1,619	10.6%	262	16.2%
50歳代	2,473	14.8%	2,312	15.1%	161	7.0%
60歳代	2,501	15.0%	2,521	16.5%	△ 20	△ 0.8%
70歳以上	4,546	27.2%	4,111	26.9%	435	10.6%
その他・不明	2,242	13.4%	2,258	14.8%	△ 16	△ 0.7%
合計	16,693		15,270		1,423	9.3%

3 商品・サービス別苦情相談状況

(1) 商品・サービス別苦情相談件数

——「役務その他」が大幅に増加——

〔表4〕は、苦情相談件数の上位 10 商品・サービスについて、前年度と比較したものです。

2位の「役務その他」に関する苦情相談は347件増の 1,223 件と、大幅に増加しました。主な相談内容は、分電盤や給湯器等の点検や副業サポート等に関するものでした。

〔表4〕苦情相談件数の上位 10 商品・サービス

(単位:件、%)

令和7年度 2025						令和6年度 2024		
順位	商品・サービス名	件数	前年増減	増減率	前年順位	順位	商品・サービス名	件数
1	商品一般	2,299	△ 220	△ 8.7%	1	1	商品一般	2,519
2	役務その他	1,223	347	39.6%	3	2	化粧品	1,056
3	化粧品	1,049	△ 7	△ 0.7%	2	3	役務その他	876
4	融資サービス	613	12	2.0%	6	4	工事・建築・加工	634
5	工事・建築・加工	599	△ 35	△ 5.5%	4	5	健康食品	631
6	健康食品	544	△ 87	△ 13.8%	5	6	融資サービス	601
7	レタ・リス・貸借	536	△ 8	△ 1.5%	7	7	レタ・リス・貸借	544
8	インターネット通信サービス	513	6	1.2%	8	8	インターネット通信サービス	507
9	自動車	473	147	45.1%	9	9	自動車	326
10	修理・補修	378	52	16.0%	9		修理・補修	326

(2) 上位5商品・サービスの相談事例

ア 商品一般

【商品の分類を特定できないもの(迷惑メールや不審な電話、覚えのない荷物や架空請求に関する相談を含む。)]

- ・ 携帯電話に警察を名乗る相手から何度か電話が入った。携帯電話番号からの着信であり、明らかに不審だ。
- ・ 先程、自宅の固定電話に国の機関を名乗る電話があり、「今から2時間以内に通信が停止されます。オペレーターに繋ぐ場合は1番を押して下さい」という自動音声 flowed。不審に思ったのですぐに切電したが、どのように対処すればいいだろうか。

イ 役務その他

【廃品回収サービス、申請代行サービス、仕事紹介登録サービスなど】

- ・ 2日前に副業と検索し見つけた副業サイトAにアクセスしたところ、メッセージアプリでのやり取りを促された。その後、電話予約をし、今日、Aから電話が入った。商品を安く仕入れて販売するという話を受け、そのサポートプランの紹介をされた。安い料金プランを選んだところ、儲けるためにはもっと高いプランにした方がいいと勧められ、380万円のプランを申し込むことになった。高圧的で責められているような感じであり、断れなかった。高額で支払うお金がないと言うと消費者金融2社に登録するよう案内された。借入れをすることに不安を感じたが、Aからよく分からない説明が続き、それに従うように遠隔操作アプリを利用して消費者金融の登録の途中まで進んだ。しかし、やはり怖くなり借入れ金額の入力をせず途中で操作を止めた。Aは詐欺業者だったのではないか。

ウ 化粧品

【基礎化粧品、シャンプーなど】

- ・ スマホで業者Aの広告を見てファンデーションを注文した。回数しぼりなし、いつでも解約可能と表示されていたので安心して申し込んだ。後日、商品に同封されていた納品書に2回目も届く旨の記載があった。1回目の代金は手数料込みで2,420円をコンビニで支払った上で、Aに確認の電話をした。すると、「2回目も受け取らなくてはならない、その際に2万円以上の代金がかかる」と言われた。申込時にスマホの画面を下まですべて見たわけではないが、目立つところに回数しぼりなし、いつでも解約可能と表示されており話が違う。どう対処すればいいか。

エ 融資サービス

【各種ローン、フリーローン・サラ金など】

- ・ 10年ほど前に、知人から名前を貸してほしいと頼まれ、消費者金融2社から借金をした。返済は知人が行う約束だったため、放置していたが、知人はほとんど返済を行っていなかったようだ。当初、50万円ずつ借入れをした記憶であるが、消費者金融名等をよく覚えていない。おそらく遅延金付き、借入残高は数百万円になっていると思う。債務整理を考えており、ネットで弁護士を検索しているが決められない。どうしたらよいのか。

オ 工事・建築・加工

【新築工事、増改築工事、屋根工事、壁工事、塗装工事、電気工事など】

- ・ 自宅の近所でリフォーム工事をしているという業者Aの2人から訪問を受け、「工事により悪臭が出ていると苦情が入ったので、各戸を訪問し確認している」と言われた。話をしているうちに、私の家を点検してくれることになり、一人が屋根に乗り写真や動画を撮り、修繕が必要だと言われた。そのまま見積りを作成してくれて、総額78万円でリフォーム工事の契約を結んでしまった。工期は1週間ほどで、工事終了後、全額現金で支払うことになっている。私は一人暮らしなので、兄弟に話をしたところ、怪しいと言われ、私も不安になり、クーリング・オフしたいと思った。手続き方法を知りたい。

(3) 契約当事者の年代別に見た上位5商品・サービス

——20歳代で「理美容」が1位に——

〔表5〕は、契約当事者の年代別に苦情相談の商品・サービス別件数をまとめたものです。

令和7(2025)年度は、18・19歳及び20歳代の若者世代では、「理美容」に関する相談が多く寄せられました。

また、40歳代以上では、「役務その他」や「化粧品」に関する相談が上位となりました。

〔表5〕契約当事者の年代別苦情相談上位5商品・サービス

(単位:件、%)

年代	苦情相談 総件数	1位 (1位の比率)		2位 (2位の比率)		3位 (3位の比率)		4位 (4位の比率)		5位 (5位の比率)	
17歳以下	154	他の教養 ・娯楽	47 (30.5%)	商品一般	15 (9.7%)	化粧品	13 (8.4%)	健康食品	10 (6.5%)		
								紳士・婦人洋 服	10 (6.5%)		
18・19歳	170	商品一般	17 (10.0%)	自動車	14 (8.2%)			化粧品	9 (5.3%)		
				役務 その他	14 (8.2%)				理美容		
20歳代	1,322	理美容	182 (13.8%)	役務 その他	105 (7.9%)	商品一般	88 (6.7%)	融資サービス	83 (6.3%)	レンタル・ リース・賃借	81 (6.1%)
30歳代	1,404	商品一般	123 (8.8%)	役務 その他	96 (6.8%)	レンタル・ リース・賃借	95 (6.8%)	融資サービス	78 (5.6%)	自動車	65 (4.6%)
40歳代	1,881	商品一般	199 (10.6%)	役務 その他	119 (6.3%)	化粧品	107 (5.7%)	融資サービス	104 (5.5%)	自動車	83 (4.4%)
50歳代	2,473	商品一般	268 (10.8%)	化粧品	257 (10.4%)	役務 その他	135 (5.5%)	融資サービス	116 (4.7%)	工事・建築・ 加工	99 (4.0%)
60歳代	2,501	商品一般	359 (14.4%)	化粧品	276 (11.0%)	役務 その他	138 (5.5%)	健康食品	126 (5.0%)	インターネット 通信サービス	112 (4.5%)
70歳以上	4,546	商品一般	796 (17.5%)	役務 その他	356 (7.8%)	化粧品	297 (6.5%)	工事・建築・ 加工	235 (5.2%)	健康食品	215 (4.7%)

4 販売購入形態別の苦情相談状況

(1) 契約当事者の年代別件数

——通信販売が最多(5,598件)——

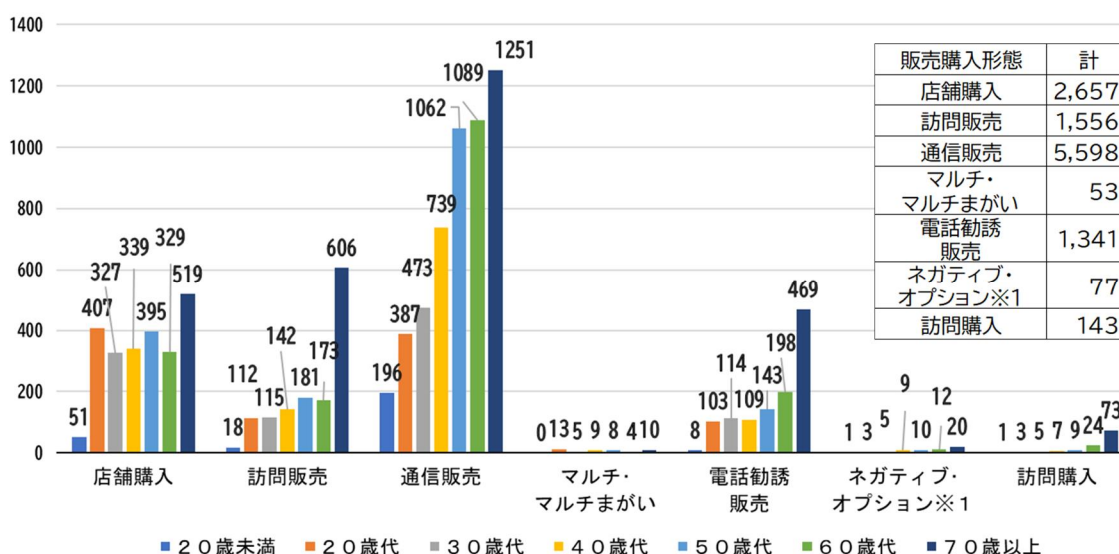
〔グラフ2〕は、契約当事者の販売購入形態別・年代別に苦情相談件数を表したものです。

全年代合計(年代不明を含む)で見ると、通信販売が5,598件と最も多く、次いで店舗購入2,657件、訪問販売1,556件となっています。

年代別に見ると、最も苦情相談件数の多い通信販売では50歳以上の各年代から相談が1,000件以上寄せられています。また、訪問販売や電話勧誘販売、訪問購入は70歳以上からの相談が他の年代よりも特に多くなっています。

〔グラフ2〕販売購入形態別・年代別苦情相談件数

(単位:件)



※1 ネガティブ・オプションとは契約を結んでいないのに商品を勝手に送り付け、商品を受領したことで、支払義務があると消費者に勘違いさせて代金を支払わせようとする手口。身に覚えのない商品が届き、商品と一緒に請求書が同封されている、など。

※2 年代不明を除いたグラフであるため、表の件数とグラフの合計数は一致しない。

(2) 苦情相談件数上位3位の相談事例

ア 通信販売

・ 先月の下旬、スマホの動画配信サービスで販売店Aの「1秒で温風が出るサーキュレーター」という広告見て注文した。代金は6,116円で、代金引換払いで配送業者Bに支払った。サーキュレーターを何度か使用していると、すぐに風が出なくなってしまい、全く使えない不良品だった。Aの返品センターに電話したら、1度電話が繋がったので、返品するので返金してほしいと伝えたが、その後Aから連絡は来ないし、電話も繋がらなくなった。先程も連絡したが、休日だと音声が出る。交換は望まないが、不良品なので、返金してほしい。

イ 店舗購入

・ インターネットに表示された広告を見て医療脱毛に興味を抱き、カウンセリングを予約した。後日、クリニックに出かけ、施術の説明を受けた。広告では全身脱毛6回で5万円と表示されていたが、高額な施術方法の方が効果を実感できると勧められた。契約を強要された訳ではないが、全身脱毛2回を49,500円で契約し、クレジットカードの一括払いで支払った。まだ施術の予約はしていないが、脱毛は1か月に1回、最長3か月と言われた。その後よく考えると、もっと安いサービスを提供している店舗もあり、今回は施術を見送りたいと思った。

ウ 訪問販売

・ 突然、業者Aの営業員2名の訪問を受け、屋根の点検をするというのでお願いした。点検後に、「屋根が一部外れていたから直したが、塗装をした方がいい」と言われた。屋根の塗装は3年前に実施したばかりなので不要だというと、2階から屋根裏に入り中を見て、「このままだと雨漏りするかもしれないので防腐剤を施した方がいい」と言われ、約70万円の屋根裏補強工事を契約してしまった。勢いで契約してしまったが、クーリング・オフしたいので方法を教えてほしい。

5 特徴的な事例

(1) 点検商法

点検商法とは、業者から自宅への訪問や電話により、分電盤などの「無料点検」の勧誘を受け、点検を受けたところ、「漏電の危険性があり、このままだと火事になる」などと不安をあおられ、高額な契約を締結させられるといったものです。

相談の中には、不安をあおるだけでなく、点検や機器の交換が義務であるかのような勧誘を行っている業者や、大手企業から委託を受けたなどと身分を偽る業者も見受けられました。

【相談の傾向】

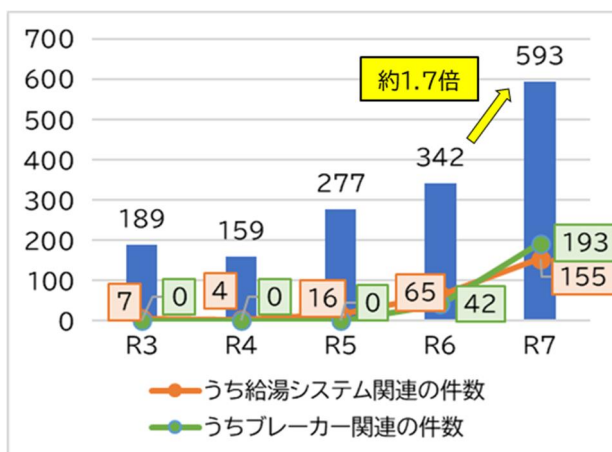
〔グラフ3〕は、点検商法に関する苦情相談件数の推移を年度別に表したものです。

令和7(2025)年度の相談件数は、令和6(2024)年度の342件から約1.7倍(251件増)の593件となりました。これまで点検商法の大部分を占めていた屋根工事の点検商法に関する相談は減少しましたが、一方で、給湯器やブレーカーの点検商法に関する相談が急増しました。

また、契約当事者の年代別に点検商法に関する相談件数を見ると、70歳代以上が最も多く、全体(年代不明を除く)の6割以上を占めました。〔グラフ4〕

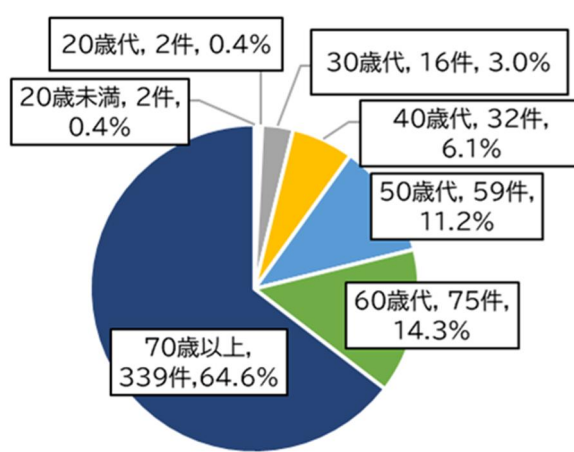
〔グラフ3〕点検商法に関する年度別苦情相談件数の推移

(単位:件)



〔グラフ4〕点検商法に関する令和7(2025)年度の

年代別苦情相談件数及び割合(年代不明を除く)



【相談事例】

- ・ 昨日、「ブレーカーの点検をさせてくれ」と業者名を名乗らず、ブレーカーの点検をする係と名乗るところから電話があった。法定点検を行っている業者からの電話だと思ったので了承した。同日の17時頃に点検に来た。「ブレーカーは18年で償却になる。23年使っていると新しい物に交換しなければならない。火事になったらどうする」と言われたので、「息子に聞いてみる」と答えたが、「クーリング・オフがあるので、契約してくれ。ブレーカーは、通常170,000円だが、今なら121,000円だ」と言われ、契約した。ブレーカーの交換日は、決まっておらず、交換後に現金で支払うことになっている。解約したい。

【消費者へのアドバイス】

- ・ 突然、電話や訪問をしてきた業者には**無料でも安易に点検させないように**しましょう。
- ・ **点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないように**しましょう。不安な場合は、本当に製品の交換等が必要か契約先の業者やメーカーに相談しましょう。
- ・ 4年に1回の法定点検は無料であり、調査員証を携帯した登録調査機関の調査員が点検を行います。**点検を受ける場合は事前に法定点検に関する周知の有無を確認し、相手の所属や点検の目的・根拠を示してもらいましょう。**法定点検では、点検後に調査員が工事の契約を持ち掛けることはありません。
- ・ 特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センターにご相談ください。

(2) SNSに関する消費者トラブル

SNS利用者の増加に伴い、SNS上の広告やSNSで知り合った相手からの誘いなどをきっかけとした消費者トラブルの相談が寄せられています。

特に、SNS上の広告をきっかけとした消費者トラブルの相談が急増しており、SNS上の広告で宣伝されていた商品を購入したら、「宣伝内容とは異なる粗悪品が届いた」や「お試しのつもりが定期購入になっていた」などの相談が寄せられています。

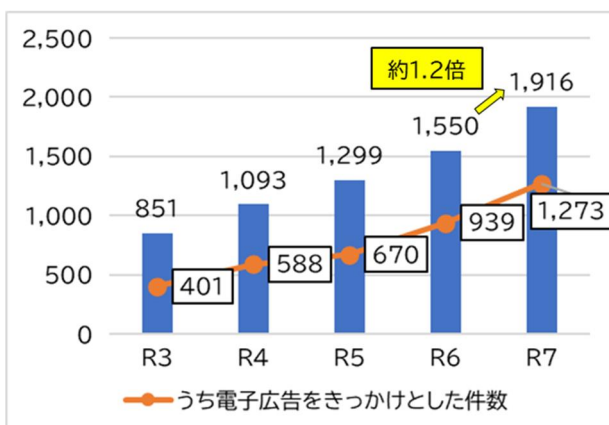
【相談の傾向】

〔グラフ5〕は、SNSに関する苦情相談件数の推移を年度別に表したものです。

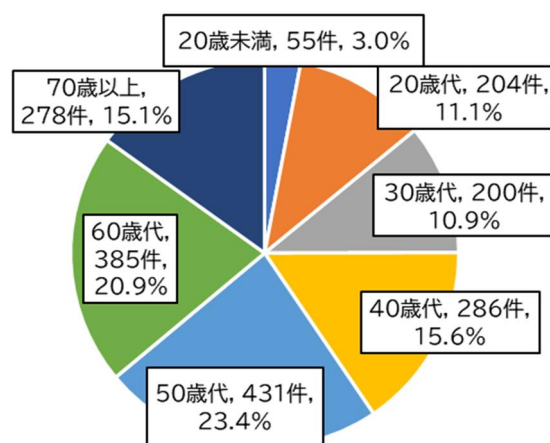
令和7(2025)年度のSNSに関する相談件数は、令和6(2024)年度から約1.2倍(366件増)の1,916件で、そのうちSNS上の広告をきっかけとした消費者トラブルに関する相談件数は約1.4倍(334件増)の1,273件となりました。

また、契約当事者の年代別にSNSに関する相談件数を見ると、50歳代及び60歳代からの相談が中心であるものの、70歳代以上や若年層からも一定数の相談が寄せられるなど、幅広い年代から相談が多く寄せられています。〔グラフ6〕

〔グラフ5〕SNSに関する年度別苦情相談件数の推移
(単位:件)



〔グラフ6〕SNSに関する令和7(2025)年度の年代別苦情相談件数及び割合(年代不明を除く)



【相談事例】

- ・ SNSの広告を見て、有名な鉄製のフライパンを注文した。代金の支払いはコンビニの後払い決済を選んだが、本日、配送業者が配達に来て、代引きで8,500円支払うように言われた。支払い方法が変わったのはおかしいと思ったが、代金を支払った。中を開けると、フライパンではあったが、私が注文したフライパンとは異なり、鉄製ではないので軽く、底が丸い偽物だった。取扱説明書は外国語で記載されており読むことができなかった。販売店からは注文を承った旨のメールも来なかったし、販売店の名前も覚えていない。箱に貼られている送り主の業者Aに電話したところ、音声で「現在使われておりません」とアナウンスが流れた。返品して返金をしてほしい。

【消費者へのアドバイス】

- ・ **SNS上の広告はしっかり内容を確認しましょう。**大幅な値引きや低価格、商品の効果を過剰にうたうSNS上の広告や、「簡単にもうかる」「損はしない」などの投稿やメッセージはうのみにしないようにしましょう。
- ・ SNS上の広告をきっかけとしたトラブルに多い通信販売はクーリング・オフの対象外であり、解約・返品は基本的には事業者側の規定に従う必要があります。**注文前に、解約条件や解約方法を確認しましょう。**
- ・ 契約内容の記録のため、契約条件が記載されている**最終確認画面をスクリーンショット等により保存**しておきましょう。

(3) 水回りの修理トラブル

トイレの詰まりや台所の水漏れなどの水回りのトラブルを解消するため、ネットで調べ、HPや広告に安い金額が表示されていた事業者に修理を依頼したところ、表示されていた金額とはかけ離れた高額な請求を受けたといった相談が寄せられています。

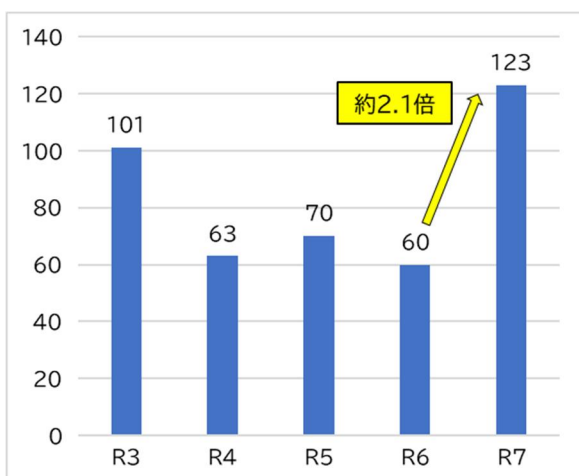
【相談の傾向】

〔グラフ7〕は、水回りの修理トラブルに関する苦情相談件数の推移を年度別に表したものです。

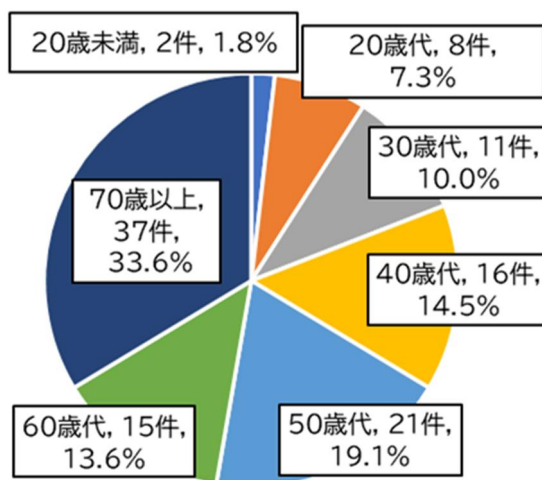
令和7(2025)年度の相談件数は、令和6(2024)年度の60件から約2.1倍(63件増)の123件となりました。

また、契約当事者の年代別に水回りの修理トラブルに関する相談件数を見ると、年代を問わず相談が寄せられているものの、他の年代に比べ、70歳代以上からの相談が多く寄せられました。〔グラフ8〕

〔グラフ7〕水回りの修理トラブルに関する年度別
苦情相談件数の推移 (単位:件)



〔グラフ8〕水回りの修理トラブルに関する
令和7(2025)年度の年代別苦情相談件数及び
割合(年代不明を除く)



【相談事例】

- 昨夜、台所の排水管が詰まり、ネットで検索したところ、「業界最安値2,500円から」と広告していた業者に連絡を取り修理を依頼した。来訪した業者は、5,000円でポンプ作業を行うと言ったため、広告と違うと思ったが、作業をしてもらうことにした。しかし、詰まりは解消せず、高圧洗浄機を使った作業を提案された。それでも解消せず、次々に違う作業を提案された。考えていた以上に料金が上がってきたが、詰まりを解消してもらわないとならないと思い、提案された作業に同意した。詰まりは解消したが作業後277,000円を請求された。あまりに高いので何とかならないかと言うと、250,000円になった。振り込みを希望したところ、作業前に現金で払ってもらうと説明したはずだと言われた。そのような説明はなかったが、仕方なく支払った。請求額に納得がいかない。

【消費者へのアドバイス】

- トイレが詰まるなどのトラブルが発生しても慌てずに、まずは冷静になり家族や周りの人に相談しましょう。もしものために、**地元の水道工事事業者なども把握しておきましょう。**
- 極端に安い料金表示の場合、事業者から追加作業が必要などと説明され、意図せず高額な請求をされる場合がありますので、注意しましょう。**
- インターネット検索結果で「上位」だからといって信用できるとは限りません。**検索結果が上位のサイトは、信頼性の高いサイトであるなどのイメージがありますが、「広告(スポンサー)」として上位に表示される場合もありますので、検索結果の上位に表示されているということだけで業者を信用するのではなく、サイトの内容や会社概要、所在地、水道局指定業者などの情報を確認して、信頼できる業者を選択しましょう。
- 作業内容や料金について十分な説明がされないまま作業され、高額請求をされることのないように、作業前に、**具体的な作業内容を確認の上、必ず見積りを依頼しましょう。**そして、見積内容に納得できない場合は、きっぱりと断りましょう。
- 事業者とその場で契約した場合は、クーリング・オフができる可能性があります。困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センターにご相談ください。

国民生活センター「消費者トラブル FAQ」をご利用ください

国民生活センターでは、消費者トラブルに遭われた方に対して、FAQ (frequently asked questions)形式で、トラブル解決を支援する情報を提供しています。

消費者トラブルに遭われた方が、時間や場所を問わず、まずはご自身で解決方法を調べ、そしてご自身で解決できるようお手伝いします。ご利用される場合は下記 URL にアクセスしてください。

URL:<https://www.faq.kokusen.go.jp/>
(国民生活センターHP内)



消費生活相談員になりませんか？

県内の消費生活センターでは、消費者トラブルへのアドバイスや解決のお手伝いをする消費生活相談員が活躍しています。

消費生活相談員とは、地方公共団体の消費生活センター等において、商品やサービスなど消費生活全般に関する消費者からの苦情や問合せ等の相談を受け付け、中立・公正な立場で相談の解決に努める専門職です。消費生活相談員は「消費生活相談員資格試験」に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認めた者のうちから任用されます。

あなたも地域にお住まいの方々の安全安心のために活躍する消費生活相談員になりませんか。

■ 栃木県 HP「消費生活相談員になりませんか」

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c03/soudanin2.html>



無料

出前講座等のご案内

消費者教育・啓発（消費者トラブルの未然防止等）のために、ぜひご活用ください！

〔令和8年6月 栃木県くらし安全安心課〕

No.	事業名等	事業概要	実施時期	対 象					
				小 学 校	中 学 校	学 校 特 別 支 援	高 等 学 校	大 学 等	高 一 般 者 等
1	くらしのセミナー （出前講座）	消費生活センターの相談員や消費者団体等により、最近の悪質商法の手口と対応方法などについての講座を実施	通年 （希望に応じて実施可）	○	○	○	○	○	○
2	J-FLEC(金融経済教育推進機構)講師派遣	ものやお金、金融（金融商品の特徴や年金、税金等）、経済・社会の仕組みなどの講座を実施（おこづかいゲームを組み入れることも可）	通年 （希望に応じて実施可）	○	○	○	○	○	○
3	とちぎ消費者カレッジ （専門家派遣）	社会経験が乏しい若者は悪質業者のターゲットになりやすいため、消費者トラブルについて知ってもらう講座等を実施	通年 （希望に応じて実施可）	/	/	/	○	○	○
4	高齢者・障害者支援者養成講座	高齢者・障害者を見守る立場にある人（介護事業所職員、民生委員・児童委員等）を対象に、消費者被害の実態、見守りについて講演	通年 （希望に応じて実施可）	/	/	/	/	/	○
5	啓発演劇	県内小中学校を巡回公演している「らくりん座」による消費者被害防止啓発劇の上演 スマートフォン使用による消費者トラブルをテーマとした劇「あっ、スマホ！沼の神さまの巻」(約15分)	5～3月 （希望に応じて実施可）	○	○	○	/	/	○
6	かしい消費者講座	消費生活についての基礎知識から話題のテーマまで幅広く取り扱う講座をオンデマンドにより開催	R8.11頃～	○	○	○	○	○	○
7	教員向けセミナー	学校教育における消費者教育・金融経済教育の推進のため、教員等(県内の教育現場で教育を実践いただける方ならどなたでも!)を対象に授業の参考にできる講座をオンデマンドにより開催	R8.11頃～	教 員					
8	消費者教育のためのリーフレット配布	授業にも活用できるリーフレットを配布	通年	/	○	○	○	/	/
9	その他	啓発用DVDやパネルの貸出し、啓発資料の提供など							
10	参考になるサイト	消費者教育ポータルサイト（消費者庁）	https://www.kportal.caa.go.jp/						
		消費者教育の推進について（文部科学省）	http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syuhisha/						
		その他、金融経済教育については金融庁や金融経済教育推進機構（J-FLEC）、消費者トラブルについては国民生活センター							

【申込み・
問い合わせ先】

No.1、3～8は、くらし安全安心課 消費者行政推進室（栃木県消費生活センター） ☎028-623-2135
No.2については、栃木県金融広報委員会（くらし安全安心課内） ☎028-623-2151

ー授業や消費者講座で御活用くださいー

県では若者の被害防止のための教材「若者だって狙われている！危険な消費者トラブル」を作成しました。YouTube「栃木県チャンネル」で配信しているほか、DVDの貸出も行っています。授業や消費者講座でぜひ御活用ください。



公益財団法人 消費者教育支援センター 主催
消費者教育教材資料表彰2021
優秀賞



Episode1 オンラインゲーム課金トラブル（約4分）



まさかのゲーム破産？！

大学進学を機につくったクレジットカードを使い、大好きなオンラインゲームに熱中。課金を続けていたら高額な請求が…！どうしよう!?



Episode2 マルチ商法（約6分）

こんなのあり…？

友達から、お金の増やし方を教えてくれるセミナーを紹介された。興味もあるし、話を聞くだけなら大丈夫だよな…。



Episode3 デート商法（約6分）

ボクに訪れた甘い騙(だま)しの春

SNSで知り合った素敵な人とデート。誘われるままについていったら、何と高額なジュエリーを買わされる羽目に…！どうすればいいの!?



Episode4 美容系トラブル（約8分）

美の甘い罠

キレイになりたい！ そんな一心でエステを体験。よく確認せずに契約書にサインしてしまったことでトラブルに発展!?



【お問い合わせ先】

栃木県生活文化スポーツ部 暮らし安全安心課 消費者行政推進室(栃木県消費生活センター)
電話 028-623-2135

○栃木県内の消費生活センター一覧

(令和8(2026)年6月1日現在：21センター)

センター名	電話番号	相談受付時間
宇都宮市消費生活センター	028-616-1547	電話相談 9:00~17:30 来所相談 10:00~17:30 (土・日・祝日は16:30まで)
足利市消費生活センター	0284-73-1211	月~金曜日 9:00~16:00
栃木市消費生活センター	0282-23-8899	月~木曜日 9:00~12:00、13:00~15:00
佐野市消費生活センター	0283-20-3015	月~金曜日 9:00~16:00
鹿沼市消費生活センター	0289-63-3313	月~水・金曜日 9:00~16:00
日光市消費生活センター	0288-22-4743	月~金曜日 9:00~16:00
小山市消費生活センター	0285-22-3711	月・火・木・金 9:00~15:00
真岡市消費生活センター	0285-84-7830	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
大田原市消費生活センター (大田原市、那珂川町)	0287-23-6236	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
矢板市消費生活センター (矢板市、塩谷町)	0287-43-3621	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
那須塩原市消費生活センター	0287-63-7900	月~金曜日 9:00~16:00
さくら市消費生活センター	028-681-2575	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
那須烏山市消費生活センター	0287-83-1014	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:30
下野市消費生活センター	0285-44-4883	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~17:00
上三川町消費生活センター	0285-56-9153	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
芳賀地区消費生活センター (益子町、茂木町、市貝町、芳賀町)	0285-81-3881	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
壬生町消費生活センター	0282-82-1106	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
野木町消費生活センター	0280-23-1333	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
高根沢町消費生活センター	028-675-3000	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
那須町消費生活センター	0287-72-6937	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
栃木県消費生活センター	028-625-2227	月~金曜日 9:00~16:00